

火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の概略

有効期間：令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

適用海域：山形県沖合

適用漁業：火光を利用する一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。）

主要内容：ア 総トン数5トン以上の船舶を使用する操業の禁止

イ 明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業禁止

ウ 使用する集魚灯の消費電力は10キロワット以内

エ 海区漁業調整委員会の承認を受けた総トン数5トン以上20トン未満の船舶による操業（以下「承認漁業」という。）

＜承認漁業の操業区域：次の①～⑤（■）を除いた区域＞

- ① 酒田市飛島：共同漁業権内（5,500メートル以内）の区域、② 遊佐町沖：12海里以内の区域、
- ③ 酒田市沖：沖合7,400メートル以内の区域、④ 酒田市沖：明石礁の遊漁禁止区域、
- ⑤ 鶴岡市沖：全域

